

## 序章 はじめに

### 第1章 配偶者の居住権を保護するための方策

- 1 改正の背景・目的 ..... 3
- 2 配偶者短期居住権 ..... 4
  - (1)配偶者短期居住権とは／(2)現行法の規定内容／(3)居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合／(4)前記(居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合)以外の場合／(5)改正法の適用時期
- 3 配偶者居住権 ..... 12
  - (1)現行法の規定内容／(2)配偶者居住権の内容および成立要件等／(3)配偶者居住権の効力／(4)配偶者居住権の消滅等／(5)改正法の適用時期／ **事例** 金融機関の抵当権と配偶者居住権の優劣についての事例／ **事例** 相続建物の増改築についての事例／●金融機関における実務対応

### 第2章 遺産分割のルールに関する見直し

- 1 改正の背景・目的 ..... 24
- 2 特別受益の持戻しの見直し ..... 25
  - (1)相続人に対して遺贈、生前贈与がされた場合の処理(「特別受益」の持戻し)／(2)持戻し免除の意思表示／(3)改正法による持戻し免除の意思表示の推定／●金融機関における実務対応／ **事例** 持戻し免除の意思表示の推定についての事例／ **事例** 生前贈与と持戻し免除の意思表示についての事例
- 3 預貯金の仮払い制度 ..... 33
  - (1)預貯金債権と相続の関係／(2)預貯金払戻しの必要性／(3)預貯金の仮払い制度／(4)改正法の適用時期／ **事例** 預貯金の仮払い制度についての事例
- 4 家事事件手続法の保全処分の改正 ..... 37
  - (1)家事事件手続法の保全処分／(2)改正の概要／(3)要件／(4)例外／(5)保全処分が認められた場合／(6)改正法の適用時期
- 5 遺産の一部分割 ..... 39
  - (1)現行法の規定内容／(2)改正法の規定内容／(3)一部分割により財産の分割を受けた相続人／(4)改正法の適用時期

- 6 遺産分割前に財産が処分された場合 ..... 41  
 (1)現行制度の問題点／(2)改正法の規定内容／(3)本来の相続分を超える財産を処分した場合／(4)改正法の適用時期／●金融機関における実務対応／**事例** 遺産分割前に財産が処分された場合についての事例
- 7 相続人による預貯金の払戻請求に対する金融機関の実務上の注意点 ..... 46  
 (1)相続発生の確認／(2)相続人が否かの確認／(3)払戻請求の根拠／**事例** 遺産の一部分割についての事例／(4)払戻額の確認／**事例** 預貯金債権仮取得の保全処分についての事例／(5)相続人の資格がない人からの請求／(6)いつから払戻しの対応を変える必要があるか

### 第3章 遺言制度に関する見直し

- 1 自筆証書遺言の方式の緩和 ..... 53  
 (1)改正の背景・目的／(2)遺言の方式／(3)自筆証書遺言／(4)改正法の適用時期／●金融機関における実務対応／**事例** 預金明細がパソコンで作成された別紙目録に記載されていた事例
- 2 自筆証書遺言保管制度 ..... 58  
 (1)改正の背景・目的／(2)遺言の保管／(3)遺言書にかかる情報の管理／●金融機関における実務対応／**事例** 自筆証書遺言書は存在しないと相続人が主張してきた事例
- 3 遺贈義務者の引渡義務等(遺贈の担保責任の見直し) ..... 63  
 (1)遺贈義務者の引渡義務(遺贈の担保責任の見直し)／(2)撤回された遺言の効力
- 4 遺言執行者の権限の明確化 ..... 65  
 (1)改正の背景・目的／(2)遺言執行者の一般的な権限等／(3)個別の類型における権限の内容／(4)遺言執行者の責任／(5)改正法の適用時期／●金融機関における実務対応／**事例** 第三者に遺贈する旨の遺言があった場合の遺言執行者の権限についての事例／**事例** 相続人に相続させる旨の遺言があった場合の遺言執行者の権限についての事例

### 第4章 遺留分制度に関する見直し

- 1 改正の背景・目的 ..... 73  
 (1)遺留分侵害額請求権の行使／(2)遺留分算定方法の見直し／(3)遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

<b>2 遺留分減殺請求権の効力および法的性質の見直し</b> .....	74
(1)遺留分侵害額請求権の行使／(2)受遺者または受贈者の負担額／(3)受遺者または受贈者の請求による金銭債務の支払いにかかる期限の許与／(4)改正法の適用時期／ <b>事例</b> 遺留分侵害額請求権の行使についての事例	
<b>3 遺留分算定方法の見直し</b> .....	78
(1)遺留分を算定するための財産の価額に関する規律／(2)遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律／ <b>事例</b> 遺留分侵害額の算定方法についての事例	
<b>4 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し</b> .....	84
(1)現行法の規定内容／(2)改正法の規定内容／(3)具体例／ <b>事例</b> 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いについての事例	
<b>5 改正法の適用時期</b> .....	87
●金融機関における実務対応	

## 第5章 その他の見直し

<b>1 相続の効力等(権利および義務の承継等)に関する見直し</b> .....	88
(1)改正の背景・目的／(2)相続による権利の承継に関する規律／(3)義務の承継に関する規律／(4)遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等／(5)改正法の適用時期／●金融機関における実務対応／ <b>事例</b> 相続による権利の承継と第三者対抗要件についての事例／ <b>事例</b> 債権の相続と第三者対抗要件についての事例	
<b>2 相続人以外の者の貢献(療養看護等)を考慮するための方策</b> .....	97
(1)改正の背景・目的／(2)現行法の規定内容／(3)改正法の規定内容／(4)改正法の適用時期／●金融機関における実務対応／ <b>事例</b> 相続人以外の者の貢献(療養看護等)による特別寄与料についての事例	

### 凡例

「現行法」⇒現行民法

「改正法」⇒「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律第72号・同年7月13日公布)により改正された相続法の変更箇所。

「改正債権法」⇒「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号・同年6月2日公布)により改正された債権法の変更箇所。

### 【執筆】(敬称略)

小倉慎一 (虎門中央法律事務所)

中村克利 (虎門中央法律事務所)

高橋恒夫 (経済法令研究会 顧問)

### 【イラスト制作】

のぶし (イラストレーター)

東京都在住のイラストレーター／キャラクターデザイナー。主にアニメ作品やミュージックビデオなどの映像にかかわるキャラクターのデザインを主に注力している。

# 配偶者の居住権を 保護するための方策

## 1 改正の背景・目的

配偶者の所有する建物（居住建物）に夫婦で同居していたような場合、夫婦の一方が亡くなっても、生存している配偶者（生存配偶者）は、存命の間、従前どおりその居住建物に住み続けることを期待するのが通常です。しかしこれにはさまざまな問題点がありました。

- ① 居住建物が亡くなった配偶者の所有であった場合、居住建物は遺産分割の対象となる。

**問題点**

遺産分割の結果次第では、生存配偶者が住み続ける法的な権利がなくなってしまうことがあった。

- ② 仮に、遺産分割により生存配偶者が居住建物の所有権を取得できても、居住建物の所有権を金銭的に評価すると遺産のなかでも多くの割合を占めることがあった。

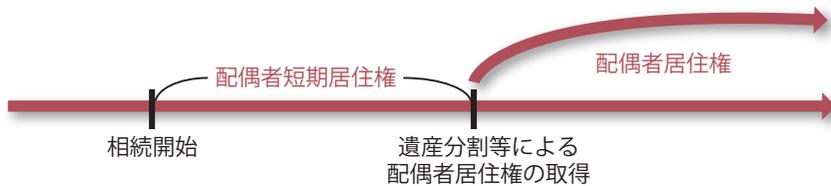
**問題点**

他の相続人との公平の観点から、居住建物を取得することになった生存配偶者が得られる現金等は少額にとどまることになり、その後の生存配偶者の生活が困窮するということがあった。

そこで、改正法では建物所有権ではない、あくまで居住建物に住み続けることができることを権利として新設して、生存配偶者の生活を保障できるようにしたのが「配偶者居住権」の制度です。

また、生存配偶者は、遺産分割等において配偶者居住権を取得することにより生活が保障されるのですが、それまでの間、退去しなければいけないということにならないように、遺産分割までの間の生存配偶者の居住権を保障する必要もあります。そこ

で、この短期間における生存配偶者の居住権を保障したのが、「配偶者短期居住権」の制度です。配偶者短期居住権については要保護性などの要件はなく、基本的に居住建物に住んでいたすべての生存配偶者に配偶者短期居住権が付与されます。



## 2 配偶者短期居住権

### (1) 配偶者短期居住権とは

一般的に配偶者の居住権を保護すべき要請があるのは前記のとおりですが、具体的場面で、その配偶者の居住権を保護する必要があるかを確定的に判断するのは、あくまで「配偶者居住権」の問題です。これについては3(2)で後述するとおり要件が定められており、要保護性などにより判断されます。これに対して、「配偶者短期居住権」は、配偶者居住権を付与するまでの間に配偶者が居住建物に住めないというのでは困るので、「とりあえず」配偶者に付与される居住権です。

したがって、相続開始時に被相続人所有の建物に住んでさえいれば、特に要保護性を判断されることなく、配偶者短期居住権は付与されます。

配偶者短期居住権については、2つの場面を分けてルールが定められています。どちらの場面にあたるかにより、配偶者短期居住権の終了時期が変わってきます。

1つは居住建物について生存配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合(①)で、もう1つはそれ以外の場合(②)です。

①の場合は、遺産分割のなかで居住建物の帰属について生存配偶者も関与できるのに対し、②の場合は、生存配偶者が関与できないという違いがあります。①の場合には、生存配偶者が遺産分割に関与できるので、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日を配偶者短期居住権の終了時期の1つの基準とすることができます。

これに対し、②の場合には、生存配偶者が遺産分割に関与できないので、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日を配偶者短期居住権の終了時期の1つの基準とすることができません。このような理由から、改正法は、2つの場面を分けて、配偶者短期居住権の期間について定めています。もっとも、期間以外についてはほぼ同様の規律が定められています。

## 配偶者短期居住権のポイント

ここで、配偶者短期居住権のポイントをまとめておきますね！

生存配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得します。

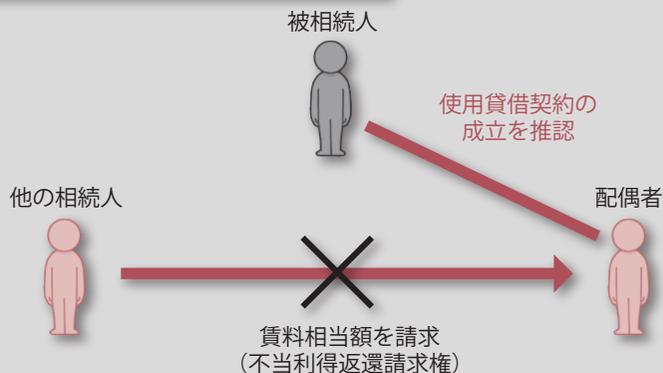
- ① 生存配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定するまでの間（ただし、最低6か月間は保障）
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、生存配偶者が相続放棄した場合には、居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月間



## (2) 現行法の規定内容

現行法には、配偶者短期居住権を定めた規定はありません。もっとも、判例（最判平成8年12月17日）は、同様のケースにおいて、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により居住建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き配偶者が居住建物を無償で使用できる旨の使用貸借契約が被相続人と配偶者との間に成立していたと推認することで、配偶者の保護を図りました。

## 最判平成8年12月17日の判例法理



しかし、上記の判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合が生じます。たとえば、上記判例は、居住建物が遺産分割の対象となることを前提としていますので、被相続人が第三者に居住建物を遺贈した場合には上記判例は妥当しませんので、配偶者を保護することはできません。また、あくまで上記判例は、被相続人の意思を推定することにより配偶者を保護していますので、被相続人が配偶者に居住させない意思を表示

していたような場合には、上記判例法理は妥当しませんので、配偶者を保護することはできません。

### 判例法理では配偶者の居住が保護されない

ここまでのポイントをまとめておきますね！

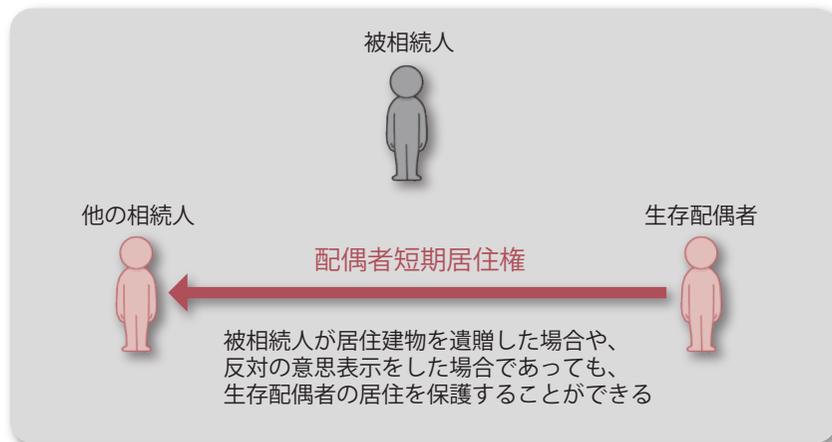
判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合があります。

- ① 第三者に居住建物が遺贈された場合
- ② 被相続人が反対の意思表示をした場合  
⇒使用貸借が推認されず、配偶者の居住が保護されない。



このように、上記判例では配偶者を保護できない場面が生じますので、上記判例法理から離れて、改正により、配偶者を保護する必要性がありました。

そこで改正法では、配偶者短期居住権の制度を設けて、被相続人の所有していた建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず生存配偶者の居住権を保護することを実現しました。



### (3) 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合

#### ① 配偶者短期居住権の内容および成立要件

居住建物について生存配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合、生存配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していたときには、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日または相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、その居住していた建物（居住建物）の所有権を相続または遺贈により取得した者（居住建物取得者）に対し、居住建物について無

償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得します（改正法 1037 条 1 項本文）。

要するに、居住建物が遺産分割の対象になっており、その遺産分割に生存配偶者も関与している場合、遺産分割により居住建物の所有者が確定するまでの間、あるいは、相続開始から 6 か月間は、生存配偶者は配偶者短期居住権を有しており、無償で居住できることとなります。

ただし、生存配偶者が、相続開始の時ににおいて居住建物にかかる配偶者居住権を取得したとき、または、相続の欠格事由（現行法 891 条）に該当しもしくは廃除（同法 892 条）によってその相続権を失ったときは、配偶者短期居住権を取得しません（改正法 1037 条 1 項但書）。

#### 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の配偶者短期居住権の終期

次の①②のうち、いずれか遅い日となる。

- ① 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日
- ② 相続開始の時から 6 か月を経過する日

## ② 配偶者短期居住権の効力

### （ア）生存配偶者による使用

生存配偶者が配偶者短期居住権を取得した場合、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により生存配偶者の居住建物の使用を妨げることはできません（改正法 1037 条 2 項）。

配偶者短期居住権を有する生存配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって（これを「善管注意義務」という）、居住建物の使用をしなければなりません（同法 1038 条 1 項）。

### 収益する権限について

間違えやすいポイントがあるので、念のためお話をしておきますね。

あとで解説する「配偶者居住権」には使用だけでなく収益する権限も含まれますが（改正法 1032 条 1 項）、「配偶者短期居住権」には収益する権限は含まれません（同法 1038 条 1 項）。

両者は同じ法的性質を持つところが多いのですが、このように異なる部分もありますので注意が必要となります。



## 事例

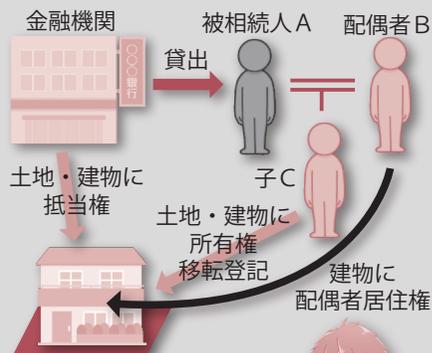
## 金融機関の抵当権と配偶者居住権の優劣についての事例



貸出先Aが死亡し相続が開始しました。貸出の抵当不動産は被相続人A所有の土地・建物（A・Bの居宅）でした。

Aの相続人は配偶者Bと子Cであり、当該土地・建物には相続を原因とするCへの所有権移転登記がされ、建物についてはBの配偶者居住権が登記されました。

この場合、金融機関の抵当権は配偶者居住権に対抗できますか。



point!

Bの配偶者居住権の登記がされる前に金融機関の抵当権の登記がされている場合は、配偶者居住権に対抗することができます。



解説

## 1. 抵当権が配偶者居住権に対抗できる場合

被相続人Aの所有であった土地・建物について、金融機関が抵当権を有していた場合、抵当権の登記を備えていれば、その後に建物についてBの配偶者居住権が登記されても、金融機関の抵当権はこの配偶者居住権に対抗できます。たとえば、被担保債権である貸出債権を回収するために当該抵当土地・建物を処分せざるをえなくなった場合、任意処分または競売により当該不動産の所有権を取得した者は、配偶者Bに対して明渡しを請求することができます。したがって、この場合は配偶者居住権が登記されていても、通常の処分価額で処分されることが期待できます。

## 2. 抵当権が配偶者居住権に対抗できない場合

これに対して、金融機関の抵当権が登記されていなかった場合は、Bの配偶者居住権が先に登記されてしまうと、抵当権はもはや配偶者居住権に対抗できなくなり、その後に抵当権の登記をしたとしても、担保処分がきわめて困難な状況になります。たとえば、当該不動産を任意処分したり競売に付したりした場合は、配偶者居住権とい

う長期居住権の負担付きの不動産として処分されることとなります。つまり、当該物件の買受人等となった者は、Bに対して明渡しを請求することはできず、Bは、配偶者居住権に基づき、死亡するまで無償で当該不動産を占有することができます。したがって、この場合は、通常の処分価額での処分は期待できません。

## 事例

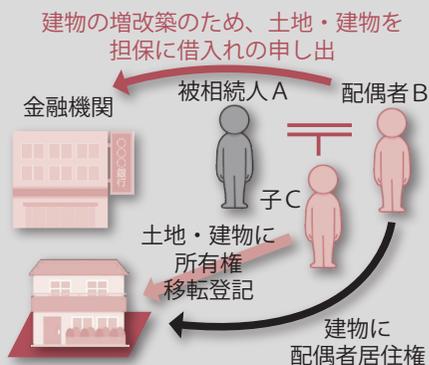
### 相続建物の増改築についての事例



被相続人Aの配偶者Bが居住する建物（A Bの子Cへの相続登記済み）を増改築することになり、同建物と、その敷地（Cへの相続登記済み）を担保とする借入れの申し出が金融機関にありました。

また、同建物には、配偶者居住権が登記されています。

この場合、金融機関としては、どのように対応すればよいのでしょうか。



## point!

増改築についての建物所有者の承諾が必要です。また、当該土地・建物を担保取得する場合は、あらかじめ建物に対する配偶者居住権の登記を抹消してもらう必要があります。



## 解説

### 1. 建物所有者の承諾

配偶者居住権を取得した生存配偶者は、その居住建物の改築もしくは増築をする場合は、当該居住建物の所有者の承諾が必要です。したがって、事例の場合は、建物の増改築について所有者Cの承諾が不可欠です。

### 2. 配偶者居住権の登記の抹消

また、配偶者居住権が登記された建物に抵当権を取得しても、当該抵当権は、配偶

者居住権に劣後するし、さらにその敷地を共同担保として抵当権を取得しても、当該土地は、配偶者居住権の負担付きとなります。したがって、当該土地・建物を担保取得したとしても、これを任意処分あるいは競売をする場合は、長期居住権の負担付きの土地・建物として担保処分するほかなく、担保処分が極めて困難となるため、担保不適格という評価をせざるをえないことが想定されます。

そこで、金融機関としては、当該土地・建物を担保取得する場合は、あらかじめ建物に対する配偶者居住権の登記を抹消してもらう必要があります。

## 金融機関における実務対応



被相続人の所有であった建物について金融機関が抵当権を有していた場合、抵当権の登記を備えていれば、配偶者居住権に対して、対抗することができます。抵当権の登記を備えていない場合には、先に配偶者居住権の登記を備えられてしまうと、これに対抗できなくなりますので注意が必要です。なお、配偶者短期居住権については対抗力が認められていませんので、このような注意は不要です。

また、抵当権の登記設定後に建物所有者が賃貸した場合には賃料に対して物上代位できるのに対し、配偶者居住権の場合には無償の使用となりますので、物上代位のような方法による回収もできないこととなります。また、配偶者居住権の期間は、生存配偶者の終身の間とされているため、居住建物から回収できない期間の予測は非常に難しいこととなります。

このように、今回の改正により、（抵当権が配偶者居住権に劣後する場合、）回収の期待が阻害され、かつ、その期間も予測困難な建物が出現したことになりますので、このような認識のもと、居住建物を評価する必要があります。

なお、配偶者居住権および配偶者短期居住権は、いずれも譲渡が禁止されているものですので、それ自体を強制執行の対象とすることはできません。

もし、配偶者居住権の登記のされた居住建物を担保に借入れを受けたいという相談があった場合（たとえば、生存配偶者と居住建物の所有者から、居住建物を担保にして借入れを受けて老人ホーム等に移りたいという相談を受けた場合）には、生存配偶者の意思を慎重に確認し、配偶者居住権を放棄してもらい配偶者居住権の登記を抹消したうえで、抵当権を設定するなどの対応が考えられます。